【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（第十八条　削除）

（改正前）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社並びに法第六十五条の二第一項の認可を受けた銀行、信託会社及び第一条の二各号に掲げる金融機関は、法第六十六条の五の規定による金融監督庁長官の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添付して、これを金融監督庁長官に提出しなければならない。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社並びに法第六十五条の二第一項の認可を受けた銀行、信託会社及び第一条の二各号に掲げる金融機関は、法第六十六条の五の規定による金融監督庁長官の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添付して、これを金融監督庁長官に提出しなければならない。

（改正前）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社並びに法第六十五条の二第一項の認可を受けた銀行、信託会社及び第一条の二各号に掲げる金融機関は、法第六十六条の五に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社並びに法第六十五条の二第一項の認可を受けた銀行、信託会社及び第一条の二各号に掲げる金融機関は、法第六十六条の五に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社は、法第六十六条の四に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社は、法第六十六条の四に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社は、法第六十六条に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

(割賦販売等の営業)

**第十八条**　証券会社は、法第六十六条に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

(割賦販売等の営業)

**第六条**　証券会社は、法第六十六条に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和42年10月30日 政令第338号】 （改正なし）

【昭和40年9月30日 政令第321号】

(割賦販売等の営業)

**第六条**　証券会社は、法第六十六条に規定する大蔵大臣の承認を受けようとするときは、その申請書に同条に規定する営業に係る業務方法書及び契約約款を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。